

人事委員会 規則番号	人事委員会規則名	公布年月日
人事委員会 規則第1号	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和3年1月18日
人事委員会 規則第2号	公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和3年2月3日
人事委員会 規則第3号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和3年3月30日

さいたま市人事委員会規則第 1 号

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 14 年さいたま市人事委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 1（第 3 条関係） (1)～(3) [略] (4) 医療職給料表(3)職務分類表		別表第 1（第 3 条関係） (1)～(3) [略] (4) 医療職給料表(3)職務分類表	
職務 の級	職務	職務 の級	職務
4 級	(1) 第 2 類事業所の所長補佐の職務 (2) <u>新型コロナウイルスワクチン 対策室の室長補佐の職務</u>	4 級	第 2 類事業所の所長補佐の職務
5 級	(1) 第 2 類事業所の長の職務 (2) <u>新型コロナウイルスワクチン 対策室の室長の職務</u>	5 級	第 2 類事業所の長の職務
	[略]		[略]
備考 [略] (5) [略]		備考 [略] (5) [略]	

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 20 日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第2号

公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(派遣先団体) 第2条 [略] 2 条例第2条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める団体は、次のとおりとする。 (1)~(4) [略] <u>(5) 地方税共同機構</u>	(派遣先団体) 第2条 [略] 2 条例第2条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める団体は、次のとおりとする。 (1)~(4) [略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
[略]		[略]	
議会局	(1) [略] (2) <u>総務部秘書総務課の課長補佐、主幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務又は局の人事若しくは予算に関する企画事務を担当する者（局の人事又は予算に関する企画事務にあっては主査を除く。）に限る。）</u>	議会局	(1) [略] (2) <u>総務部秘書課の課長補佐、主幹、参与、係長及び主査（秘書に関する事務を担当する者に限る。）</u> (3) <u>総務部総務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（局の人事又は予算に関する企画事務を担当する者に限る。）</u>
[略]		[略]	
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。